所			管			課	画政策課	
契	約		の	1	'牛	名	水市ふるさと	と応援寄附業務委託
随	意	契	約	の	根	拠	2方自治法施行	行令第167条の2第1項第2号の規定による
	該 用し						があるがとたし寄貴と 一目須るふい金は 一目須るふい金は がな、た附重が ので。る地は財よ	脱の寄附額増加に向けて、シティセールスの充実やの汲み取り、情報発信等を迅速かつ確実に行う必要達成のためには、幅広い実務的な知識と組織体制のあり、当該業務の履行が可能な事業者が特定されると納税制度の意義のひとつとして、生まれ故郷やさんの力になることができる制度であるとされてい、地域内で循環することで、地域経済の発展に寄与り適切であると判断したところである。から、上記根拠法令に基づき随意契約を締結していから、上記根拠法令に基づき随意契約を締結してい
	事場 は タ						水市内及びる	ふるさと納税ポータルサイト等
工又	は	事 業	: <u>}</u>	概 赘		要要	和6年度垂水	水市ふるさと納税コールセンター等業務委託
工又	は	事 業	: }	種 膐		別分	るさと納税制	制度に関する業務
	事期 は		-	履 ² 入	行期 期	l 限 限	和6年4月1	1日~令和7年3月31日
							E 月	所 鹿児島県垂水市浜平2036番地6
契	約	0)	1	相	手	方	注 社 4	名 株式会社垂水未来創造商社
							表者名	名 代表取締役 園田純俊
予	,	定		価		格		非公表
契	ž	約		金		額		43, 399, 000円(税込)
経	約の過	び	当	該	相手	方	での 7年間、 7年間、 7年間で 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1年では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では 1日では	れまで地元事業者との緊密な連携により、垂水市の する幅広い商品知識を蓄積しており、これによるき 附者対応など、安定したコールセンター業務の継続 から、垂水市内の事業所であり、かつ、幅広い専門 務的な知識と組織体制を保有している同社を契約相

所		管		課	企画政策課
契	約	の	件	名	令和6年度 垂水市多文化共生まちづくりコーディネーター業務委託
随	意 契	約	の根	拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	該 随 用した	. —			本市における技能実習生を含めた外国人の数は年々増加傾向に あるが、受入側の企業や、住居として提供している錦江町定住促 進住宅等において、言葉や文化、生活習慣の違いに起因する様々 な課題が表面化している。 このような課題の解決を図るとともに、本市在住の外国人と、 外国人を雇用する事業所、地域住民との橋渡しを行うことを目的 に、地域おこし協力隊の制度を利用して、「多文化共生まちづく りコーディネーター」を設置するものである。
工具又	事場所 は 納	、 入	夏行場 の 場	所所	垂水市
工又	事 は 業		概		外国人との共生社会づくりに関する業務、本市の魅力発信に関す る業務、移住・定住の促進に関する業務
工又	事 は 業		種 (5) 区	別分	
	事期間 は 斜			限限	令和6年7月1日~令和7年3月31日
					住 所 垂水市錦江町 1 - 215 1 号棟203号室
契	約の	相	手	方	会 社 名 垂水市多文化共生まちづくりコーディネーター
					代表者名 岡田径子
予	定	,	価	格	非公表
契	約		金	額	4,700,000円(税込)
経ì	過及び	当該	亥相手	方	令和5年度に採用支援業務委託を行った際、選定された候補者 と2度の面接及び選考会を開催し、選考を行った。今回委託業務 を行う相手である岡田径子氏は、本業務の趣旨をよく理解し、本 市の課題解決に資すると判断された人物であり、他に代替性がな いことから、随意契約を締結するものである。

所	徫	等		課	企画政策課
契	約の	D -	件	名	令和6年度電算用関連機器共同調達
随	意契約	りの	根	拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
					多数の自治体で一括で端末を調達することにより、コストを削減 できるため随意契約とした。
工工	事場所、 は 納 <i>〕</i>	履っ	行場)場	所所	垂水市役所
工又	事 は 業	概 務		要要	職員用端末購入
工又	事 は 業	種 務		別分	職員用端末購入
工艺	事期間、	履入	行期 期	限限	令和6年8月30日
					住 鹿児島市東開町4-104
契	約の	相	手	方	会 社 名 株式会社 南日本情報処理センター
					代表 者名 代表取締役 中村 洋
予	定	佃	Î	格	非公表
契	約	金	:	額	7, 059, 690円(税込)
経.	約の相 過及び 選 定 l	当該:	相手	方	鹿児島県市町村情報センターが実施した、令和6年度電算用関連 機器共同調達入札の落札業者であるため。

所 管 課	企画政策課			
契 約 の 件 名	住民情報システムフィット&ギャップ分析業務委託			
随意契約の根拠	地方自治法施行令	う第167条の2第1項第2号		
当該随意契約を適用した 具体的理由	現行の自治体情報 行できるため。	最システムを熟知しており、迅速かつ正確に業務を履		
工事場所、履行場所 又は納入の場所	垂水市役所			
工事概要又は業務概要	現行の自治体情報システムと標準準拠システムの標準仕様書を比較分析し、標準準拠システムへの移行に必要な課題を精査するもの。			
工事種別又は業務区分	電算システム改修・導入業務委託			
工事期間、履行期限 又は納入期限	令和6年7月1日 ~ 令和6年11月29日			
	住所	鹿児島市東開町4-104		
契約の相手方	会社名	株式会社南日本情報処理センター		
	代表者	代表取締役 中村 洋		
予定価格	非公表			
契 約 金 額	8, 607, 500円			
契約の相手方の選定経過 及び当該相手方を選定し た理由	上記事業者は、現行の自治体情報システムを導入及び運用保守しており、システムの構成、特性及び運用状況を熟知しているため、現行システムと標準準拠システムとの比較分析等を正確に行うことができる唯一の事業者である。 また、迅速かつ正確に業務を履行できる実施体制を整えていることから、当該事業者を契約相手方として選定した。			

所	管		課	企画政策課
契	約 0	り件	名	令和6年度 ネットワーク関連機器及びシステム保守
随	意契約	りの根	拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
				本システムの導入業者でシステム構成及び機器設定等を熟知しており業務の効率化が図られるため、随意契約とした。
工艺	事場所、 は 納 <i>フ</i>	履行場	易所	垂水市 企画政策課
工又		概 務 概		サーバー及びネットワーク機器の保守並びにセキュリティ関連ソ フトウェア等の更新及びサポート
工又	事 は 業	種 務 区	別 分	ネットワーク関連機器及びシステム保守
工 ^三 又	事期間、	履行期	別限 限	令和6年4月1日~令和7年3月31日
				住 鹿児島市東開町4-104
契	約の	相手	方	会 社 名 株式会社 南日本情報処理センター
				代表 者名 代表取締役 中村 洋
予	定	価	格	非公表
契	約	金	額	14,280,310円(税込)
経	過及び当	当該相手	三方	本システムの導入業者であり、構築を熟知していることによる業務の効率化が図られるとともに、機密性の高い個人情報を取り扱う業務実績が豊富なため、高度なセキュリティが確保できる。また、障害発生時に専用回線を通じたリモート操作や最短1時間以内の社員派遣が可能なことから、契約の相手方に選定した。

所	管	<u>خ</u>	課	企画政策課
契	約 0	り件	名	令和6年度 電算システム関連機器及びシステム保守
随	意契約	りの根	拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
				本システムの導入業者でシステム構成及び機器設定等を熟知しており業務の効率化が図られるため、随意契約とした。
工艺	事場所、 は 納 <i>フ</i>	履行場	易所	垂水市 企画政策課
工又	事 は 業	概 務 概	要要	住民情報システムの保守及びサポート並びにサーバー保守等
工又	事 は 業	種 務 区	別 分	電算システム関連機器及びシステム保守
	事期間、 は 納			
				住 所 鹿児島市東開町4-104
契	約の	相手	方	会 社 名 株式会社 南日本情報処理センター
				代表 者名 代表取締役 中村 洋
予	定	価	格	非公表
契	約	金	額	31,093,414円(税込)
経	過及び当	当該相目	三方	本システムの導入業者であり、構築を熟知していることによる業務の効率化が図られるとともに、機密性の高い個人情報を取り扱う業務実績が豊富なため、高度なセキュリティが確保できる。また、障害発生時に専用回線を通じたリモート操作や最短1時間以内の社員派遣が可能なことから、契約の相手方に選定した。

所	;	学		課	企画政策課
契	約(カイ	件	名	鹿児島県自治体情報セキュリティクラウドサービス利用契約
随	意契約	的の	根	拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	該随う				歴児島県及び県内市町村が共同で運営しており、自治体の情報セキュリティ対策を一元管理することで、個々の自治体が個別に管理・対策を行う労力やコストを削減するとともに、全体としてのセキュリティレベルの向上を実現するものであるため随意契約とした。
	事場所、は納)				垂水市役所
工又	事 は 業	概 務		要要	鹿児島県自治体情報セキュリティクラウドサービスに係る利用料
工又	事 は 業	種 務		別分	鹿児島県自治体情報セキュリティクラウドサービスに係る利用料
	事期間、	履2	行期 期	限限	令和6年4月1日~令和7年3月31日
					住 所 福岡市中央区天神1丁目12番20号
契	約の	相	手	方	会 社 名 株式会社QTnet
					代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 小倉 良夫
予	定	価		格	非公表
契	約	金		額	3,317,221円(税込)
経	約の相 過及び 選 定	当該	相手	方	鹿児島県が実施した企画提案競技にて、審査の結果決定した契約 相手方であるため。